

## ① 第一次健診個人票及び健康調査票の取扱いについて

現在、当組合では健康診断結果管理として所定の第一次健診個人票及び健康調査票を使用し健康診断事業を実施しております。

今後は、より実施しやすい環境づくりとして、契約健診機関での実施においては、所定の第一次健診個人票及び健康調査票の使用を廃止することといたしました。これにより、事業所様及び受検者様への結果報告につきましては、健診機関所定の様式にて報告されることとなります。

なお、当組合と契約健診機関では従来通り当組合所定の第一次健診個人票にて実施いたします。よって、現在5枚複写（健康調査票は4枚複写）の様式を統一し当組合へ提出用の単票様式へ変更し使用いたします。

また、補助実施分（契約外健診機関分）においては、従来通りの方法で実施をいたします。（ただし、事業所様及び受検者様への健診結果報告は健診機関所定の様式となります。）

なお、従来は毎年3月中旬に次年度用の健康診断に使用する個人票等を2月現在のご加入の方を対象に作成し、個別に封入の上、事業所様経由にてご配付しておりましたが、契約健診機関での個人票の廃止などを理由に個人毎の個人票の作成を廃止いたします。

よって、補助実施分（契約外健診機関実施分）にて予定される方については事業所様毎に事前に当組合より個人票をお受け取りの上、実施いただきますようお願いいたします。

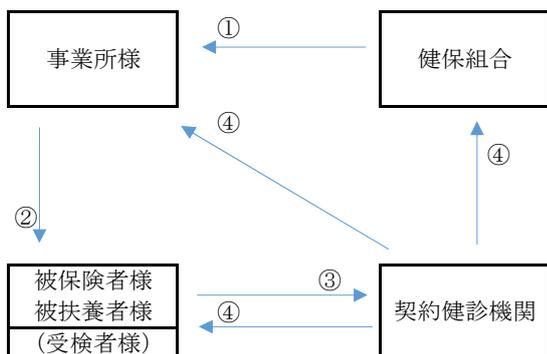
## ● 第一次健診個人票及び健康調査票の様式変更について

	平成29年度 (変更前)	平成30年度 (変更後)
1. 第一次健診個人票	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式</li> <li>5枚複写様式               <ul style="list-style-type: none"> <li>1・2枚目 健保組合</li> <li>3枚目 受検者様</li> <li>4枚目 事業所様</li> <li>5枚目 健診機関</li> </ul> </li> <li>基本情報及び健診結果の過去2か年の履歴印字</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式</li> <li>単票様式               <ul style="list-style-type: none"> <li>健保組合用</li> <li>※受検者様・事業所様へは健診機関所定の様式にて提供となります。</li> </ul> </li> <li>基本情報及び健診結果の過去2か年の履歴印字の廃止</li> </ul> <p>健康調査票は第一次健診個人票に記入できるようにいたしましたので様式は廃止となりました。</p> <p>なお、質問内容は特定健診の標準的な質問票と同一項目としておりますので、契約健診機関で実施の際は、各健診機関所定の様式にてご回答をしていただきます。</p> <p>また、補助実施分（契約外健診機関）では30歳と35歳以上の方は第一次健診個人票の標準的な質問票をご記入ください。</p>
2. 健康調査票	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式</li> <li>4枚複写様式               <ul style="list-style-type: none"> <li>1・2枚目 健保組合</li> <li>3枚目 受検者様</li> <li>4枚目 健診機関</li> </ul> </li> <li>基本情報の印字</li> <li>例年2月中旬の情報をもとに作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健保組合のみの使用とするため当封筒も廃止。</li> </ul>
3. 事前印字対象の方への配付	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記1・2の様式を当配付用封筒へ同封のうえ、例年3月中旬に事業所様を経由し、被保険者様並びに被扶養者様へ配付いただいております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健保組合のみの使用とするため当封筒も廃止。</li> </ul>
4. 追求検査個人票	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式</li> <li>4枚複写様式               <ul style="list-style-type: none"> <li>1・2枚目 健保組合</li> <li>3枚目 受検者様</li> <li>4枚目 健診機関</li> </ul> </li> </ul>	変更ありません。

(1) 契約機関実施分

(変更前)

【平成29年度】 被保険者様並びに被扶養者様は第一次健診個人票及び<sup>※</sup>健康調査票を使用し実施  
 ※30歳と35歳以上の方が対象

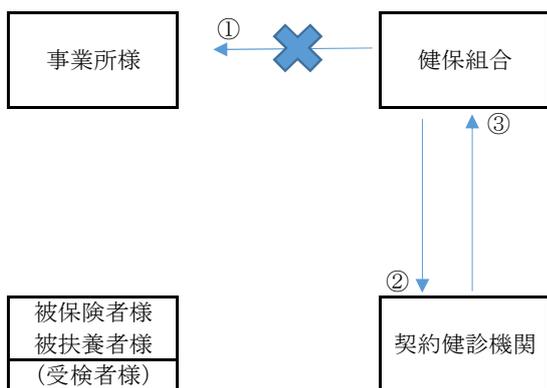


- ① 当組合から事業所様経由にて被保険者並びに被扶養者様に健診封筒（個人票・健康調査票）を送付。
- ② 担当者様より健診封筒を対象者の方へ配付。
- ③ 健診実施時に第一次健診個人票及び健康調査票に質問項目記入の上提出。
- ④ 健診機関より事業所様・受検者様・健保へ紙媒体にて報告。

(変更後)

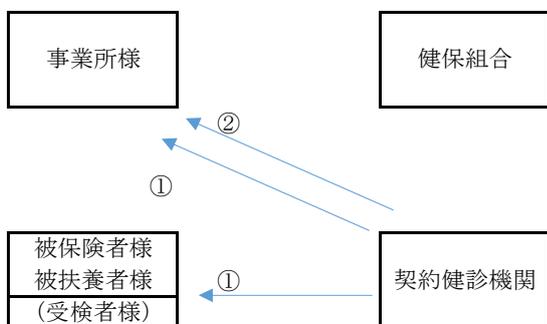
【平成30年度】 被保険者様並びに被扶養者様（受検者様）への第一次健診個人票及び健康調査票を廃止。  
 これにより事業所様及び受検者様には健診機関所定の様式にて結果を報告となります。

★ 当組合所定の第一次健診個人票の流れ



- ① 当組合から事業所様へは第一次健診個人票（健康調査票含む）は配付いたしません。  
 ※契約健診機関においては第一次健診個人票の使用を廃止（当組合との間のみ使用）にしており、これにより従来実施しておりました、基本情報や過去の履歴印字も廃止いたしました。
- ② 事前に当組合より契約健診機関へ白紙の第一次健診個人票を配付いたします。
- ③ 契約健診機関にて基本情報や健診結果など記入の上、当組合へ報告します。

★ 健診機関所定の健診結果報告書の流れ

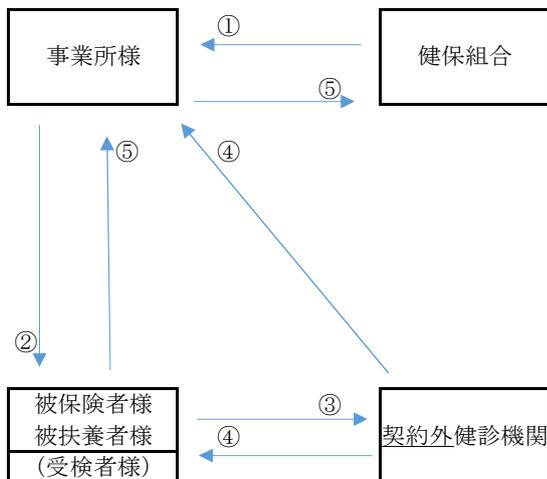


- ① 健診実施後、契約健診機関より事業所様と受検者様へ健診機関所定の様式にて結果を送付します。  
 ※健診機関所定の様式のため、健診機関毎に様式が異なり、当組合の判定区分との違いが生じることもありますので、当組合の判定区分がわかるものをあわせて送付いたします。
- ② 所定フォーマットによる健診データ提供も一部の健診機関にて対応可能となります。

(2) 補助実施分

(変更前)

【平成29年度】 被保険者様並びに被扶養者様は第一次健診個人票及び<sup>※</sup>健康調査票を使用し実施  
 ※30歳と35歳以上の方が対象

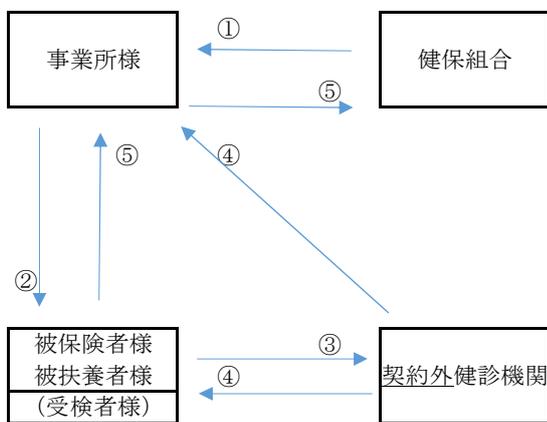


- ① 当組合から事業所様経由にて被保険者並びに被扶養者様に健診封筒（個人票・健康調査票）を送付。
- ② 担当者様より健診封筒を対象者の方へ配付。
- ③ 健診実施時に第一次健診個人票及び健康調査票に質問項目を記入のうえ提出。
- ④ 契約外健診機関より事業所様又は受検者様へ健保分を含め、当組合所定の第一次健診個人票と健康調査票にて報告  
 ※健診結果の記入は健診機関にて記入。
- ⑤ 受検者様から事業所様経由にて当組合へ補助金請求時に第一次健診個人票と健康調査票を合せて提出。

(変更後)

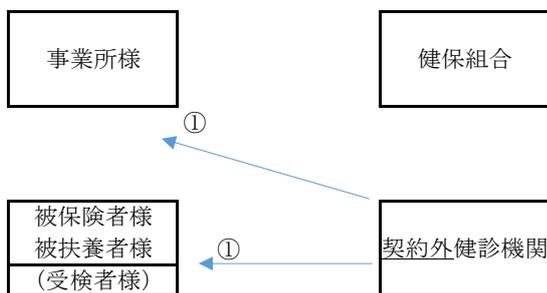
【平成30年度】 補助実施分においては、当組合で健診データを管理する際、第一次健診個人票及び健康調査票の内容が必要となるため従来の取扱いとなります。  
 よって、被保険者様並びに被扶養者様（受検者様）には従来通り、第一次健診個人票（健康調査票の内容含む）により実施をお願いします。  
 なお、事業所様及び受検者様には健診機関所定の様式による結果報告となります。

★ 当組合所定の第一次健診個人票の流れ



- ① 契約外健診機関で実施予定の場合には、事前に当組合より、白紙の第一次健診個人票を事業所様へ送付します。
- ② 担当者様より対象となられる方へ配付。
- ③ 契約外健診機関へ提出。
- ④ 契約外健診機関にて健診結果を記入の上、受検者様へ送付。
- ⑤ 事業所様を経由して当組合へ第一次健診個人票を提出。  
 なお、30歳と35歳以上の方は第一次健診個人票の標準的な質問票のご記入をお願いします。

★ 健診機関所定の健診結果報告書の流れ



- ① 健診実施後、契約外健診機関より事業所様と受検者様へ健診機関所定の様式にて結果を送付します。  
 ※健診機関所定の様式のため、健診機関毎に様式が異なります。